

## 第 2 期中期目標期間の終了時の検討について

## 1 趣旨

1. 地方独立行政法人法において、中期目標の終了時までには、設立団体の長（知事）が
  - ・法人の業務を継続させる必要性
  - ・組織の在り方・組織及び業務の全般について検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。
2. また、設立団体の長が上記の検討を行う際、評価委員会の意見を聴くことが定められている。

## 【参考】地方独立行政法人法

## 第七十九条の二（中期目標の期間の終了時の検討の特例）

設立団体の長は、評価委員会が公立大学法人について第七十八条の二第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、当該公立大学法人に係る中期目標の期間の終了時までには、当該公立大学法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

## 2 検討の時期

検討結果は、次期中期目標・中期計画の策定に影響を与えることから、次期中期目標・中期計画の策定前に検討を実施する。

## 3 中期目標期間の終了時の検討及び措置(案)

## (1)業務を継続させる必要性

○中期目標期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価  
(令和 3 年 9 月開催：第 33 回高知県公立大学法人評価委員会)

- ① 全体評価・・・各大学においては、定員を上回る入学者、高い就職率、科研費の新規採択率など、様々な指標においても十分な実績を残しており、総じて中期計画に定めた事項を着実に実施していると判断され、中期目標を達成する見込みであると評価できる。

② 項目別評価

項目	平成 29～R 4 年度(見込み)
教育の質の向上に関する目標を達成するための措置（県立大・工科大）	4
研究の質の向上に関する目標を達成するための措置（県立大・工科大）	4
社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置（県立大・工科大）	4
業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置（法人全体）	4
財務内容の改善に関する目標を達成するための措置（法人全体）	4
教育・研究及び組織運営に関する自己点検・評価並びに情報提供に関する目標を達成するための措置（法人全体）	4
その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置（法人全体）	4

評価 5：中期目標の達成において特筆すべき状況にある

評価 4：中期目標を達成すると見込まれる

評価 3：中期目標をおおむね達成すると見込まれる

評価 2：中期目標の達成においてやや不十分な状況にあると見込まれる

評価 1：中期目標の達成において著しく不十分であり、重要な改善事項があると見込まれる

→ 上記のとおり、中期目標期間における業務実績見込評価において、すべての項目で「中期目標を達成すると見込まれる」との評価（評価 4）を受けている。

このことから、公立大学法人としての役割を着実に果たしており、適切な運営が行われていると判断でき、引き続き、法人が業務を継続することは妥当と考える。

(2) 組織の在り方・組織及び業務の全般

○これまで、高知県公立大学法人（高知県立大学・高知工科大学）の組織の在り方・組織及び業務の全般については、評価委員会での年度評価及び業務実績見込評価の際に、ご議論いただき、ご意見をいただいている。

○また、今後も第 3 期中期目標の策定に向け、評価委員会からご意見をいただき、次期中期目標に反映させていく予定である。

→ 設立団体(県)として、上記を踏まえて次期中期目標を策定し、法人に指示することをもって、所要の措置を講じるものとしたい。